

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>3 広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあつては保健福祉室児童障がい福祉課長、県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉室にあつては福祉課長又は特命課長）又は保健福祉環境センターの管理福祉課長若しくは福祉課長（県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターにあつては、別に命ずる職員を含む。）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターに係る次の事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金及び違約金の収納及び保管を行うこと。</p>	<p>3 広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあつては保健福祉室児童障がい福祉課長、県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉室にあつては福祉課長又は特命課長）又は保健福祉環境センターの管理福祉課長若しくは福祉課長（県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターにあつては、別に命ずる職員を含む。）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターに係る次の事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 母子福祉資金、<u>父子福祉資金</u>及び寡婦福祉資金の償還金及び違約金の収納及び保管を行うこと。</p> <p><u>(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条の2（同法第31条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入金の収納及び保管を行うこと。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	